

科研費の応募資格の見直しの経緯について

- 科研費の応募資格については、平成 16 年度公募まで、研究機関に常勤の研究者として所属する者に限定されていたが、研究者の勤務形態や職名の多様化に伴う見直しの是非について、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において審議が行われ、下記のとおり報告がなされている。

科学研究費補助金の在り方について（報告）（平成 16 年 12 月 10 日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）【抄】

Ⅲ 審議の結果

1 応募資格の見直し

科研費（一部の研究種目を除く）の応募資格は、従来、指定された研究機関に「常勤の研究者（当該研究機関に常時勤務し研究を主たる職務とする者）として所属する者」としてきたが、研究者の勤務形態や職名の多様化に伴い、これを見直す必要が生じている。

本部会においては、「研究者の自由な発想に基づく優れた独創的・先駆的研究を格段に発展させることを目指した研究資金であり、我が国の学術研究の振興そのものを目的としている」（平成 15 年 5 月 27 日 研究費部会報告）という科研費の目的・理念を前提としつつ、「職務の内容と研究との関係」、「研究機関への帰属度」等の側面から、今後の応募資格の在り方について検討を行った。

その結果、より多様な勤務形態・職名等に対応し、優れた独創的・先駆的研究を広く対象とできるようにするため、今後の応募資格については、従来の機関指定制を維持しつつ、次の 4 つの要件を全て満たすこととすることが妥当であるとの結論を得た。

<研究者に係る要件>

- a 指定された研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）
- b 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

<研究機関に係る要件>

- c 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- d 科研費が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

どの職員を前記の要件を満たす者として位置づけるかは、個々の職員の資質・研究能力を踏まえつつ、各研究機関の判断と責任において決定されるべきものである。基本的考え方として、この点は、従来の応募資格であった「常勤の研究者」の採用が各研究機関の裁量に委ねられていたことと何ら変わるものではない。

- 平成 16 年の研究費部会報告に基づき、平成 17 年度公募から、常勤の研究者でなくとも、研究機関は同報告に示される 4 つの要件を全て満たす者に対して科研費の応募資格を付与することが可能となったが、どの研究者について要件を満たす者として位置付けるかについては、「個々の職員の資質・研究能力を踏まえつつ、各研究機関の判断と責任において決定されるべき」とされていたことから、各研究機関の裁量の範囲内において、大学院生等の学生に対しても応募資格を付与することが可能となっていた。
- 一方で、科学技術・学術審議会科学研究費補助金審査部会における審議を経て、教育を受けるとともに研究を指導される立場にある学生については、そもそも科研費の応募資格を得て科研費による研究を行う主体としては不相当であるとの整理がなされ、平成 23 年度公募から、学生については、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分を有する場合を除き、科研費の応募を不可とする応募資格の見直しを行った。

科研費の応募資格の変遷

【～平成 16 年度公募】

応募は、我が国の次の研究機関に常勤の研究者として所属する者が研究代表者となって行うものとする。
ただし、異なる研究機関に所属する複数の研究者が共同して行なう研究（研究（1）に限る。）にあつては、研究の推進上必要な場合には、名誉教授を研究代表者とすることができる。

- ア 大学
- イ 大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構、国立学校財務センター又は文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ウ 高等専門学校
- エ 国又は地方公共団体の設置する研究所その他の機関、法律により直接設立された法人又は民法第34条の規定により設立された法人のうち、学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの

【平成 17 年度公募～平成 22 年度公募】

<研究者に係る要件>

- ア) 指定された研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）
- イ) 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

<研究機関に係る要件>

- ウ) 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- エ) 科研費が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

【平成 23 年度公募～】

応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

（参考）研究機関が満たさなければならない要件

<要件>

- ・補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

※ なお、いずれも共通して、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、交付対象に係る制限がなされている場合は応募ができない。